

地方における商品テストのあり方、人材の確保について
(論点)

平成 22 年 9 月
消費者委員会事務局

論点 1 地方消費者行政における商品テストの位置づけ

- (1) 地方において、商品の機能、安全性等に関する技術的な問題への対応力が必要ではないか。技術的な内容の相談に対応する上でも、また、消費者安全法に基づく消費者事故等の通知にあたっては、あるいは、一般向けの注意喚起などにおいても技術的な問題を理解し、具体的な事案に適用できる体制が必要ではないか。
- (2) 施設、人材面で制約のある地方において、自ら商品テストを行う意義は何か。①住民の相談事案について、迅速に対応することができる、②地方の実情に応じて商品の機能等を調べることができる、③住民に対して実体験させるなどの啓発活動に有用であるなどが考えられるがどうか。
- (3) 施設、人材面で制約を考えると、地方公共団体内部の資源の共同活用や、地方公共団体との協力を進める必要があるのではないか。県等を越えてブロックごとに協力する体制を組むことはどうか。
- (4) 国として、地方の商品テストをどのように位置づけ、国民生活センターはどのような役割を果たすべきか。製品評価技術基盤機構 (NITE) など他の国の機関との役割分担をどのようにはかっているのか。

論点 2 人材の確保、育成

- (1) 地方の消費者行政の担当部署において、技術の分かる人材をいかに確保し、また、育成するか。消費者行政以外の部署も含めた人事ローテーション、他の地方公共団体との人事交流などについてどう考えるか。
- (2) 消費者行政に特有、あるいは頻発する技術的な問題について知識やノウハウを蓄積する必要がないか。そのための研修システムを考える必要はないか。

論点 3 各機関の連携、情報共有

- (1) 技術的に高度な問題への対応や資源の有効活用の観点からは、テスト施設を有する各機関間の連携や、テスト結果の共有を進めることが必要と考えられるが、この連携、協力体制をどのように作り上げるか。
- (2) 国民生活センターには、商品テストにかかる中核的機関としての役割が期待されているが、全国の商品テスト機関のデータベース化やテスト結果の共有など、商品テスト機関のネットワークをいっそう強化していくべきではないか。

以上

【参考】

国民生活センターの在り方等に関する検討会最終報告（内閣府国民生活局
平成19年9月）（11ページ）（抜粋）

（2）商品テストの企画・立案への重点化

国民生活センターは、商品テストにかかる中核的機関として、他の商品テスト機関との連携等により、我が国全体として必要とされている商品テストの実施を確保する役割を担うことが求められる。このため、国民生活センターは、効率化を図りつつ自ら商品テストを実施していくとともに、全国の商品テスト機関のテスト施設や専門分野等についてデータベース化することにより、我が国全体の原因究明テスト能力を把握すると共に、商品テスト機関のネットワークを形成する必要がある。